

人権方針

～「笑顔のある暮らし」の実現に向けて～

1. はじめに

私たち株式会社フェローズは、【生活者に「笑顔のある暮らし」を実現すること】という企業理念のもと、事業活動を通じて社会に貢献することを目指しています。

この人権方針は、理念の実現に向け、事業活動から影響を受けるすべての人々の人権を尊重するとともに、持続的な成長と社会貢献を実現するために策定しました。

2. 基本理念

私たちは、以下の基本理念に基づき、人権尊重に取り組みます。

- ・ すべての人権は尊重されるべきである
- ・ 人権侵害は許されない
- ・ 人権尊重は企業の責任である

3. 人権尊重へのコミットメント

- ・ 私たちは、以下の事項にコミットします。
- ・ 国際的に認められた人権を尊重する
- ・ 事業活動における人権への負の影響を特定し、防止・軽減する
- ・ 人権尊重に関する社内体制を整備する
- ・ 人権尊重に関する教育・研修を実施する
- ・ ステークホルダーとの対話・協働を推進する
- ・ 人権尊重に関する情報開示を行う

4. 人権デューデリジェンス

私たちは、事業活動における人権への負の影響を特定、評価、防止、軽減するために、人権デューデリジェンスを実施します。

5. 人権尊重に関する社内体制

私たちは、人権尊重に関する社内体制を整備し、経営層から現場までの全社員が人権尊重に取り組むようにします。

6. 人権尊重に関する教育・研修

私たちは、全社員を対象とした人権尊重に関する教育・研修を実施し、人権に関する意識向上と知識の習得を図ります。

7. ステークホルダーとの対話・協働

私たちは、人権尊重に関する課題について、サプライヤーや顧客などステークホルダーとの対話・協働を推進します。

8. 改訂

私たちは、この人権方針を定期的に見直し、必要に応じて改訂します。

9. 附則

この人権方針は、2024年3月1日に制定されました。

株式会社フェローズ

代表取締役社長

徳重 修